

---

# 企業年金制度について

---

---

# 目次(1)

(ページ番号)

目次 .....	1~2
<b>I 共通事項 .....</b>	<b>3</b>
1.年金制度の体系 .....	4
2.企業年金等の状況 .....	5
3.日本の年金・退職金制度の沿革(1)(2) .....	6、7
<b>II 確定拠出年金制度 .....</b>	<b>8</b>
1.確定拠出年金制度の概要 .....	9
2.企業型の概要 (1)加入者数の推移 .....	10
(2)従業員規模、実施状況 .....	11
(3)掛金の状況 .....	12
(4)運用商品の状況 .....	13
3.個人型の概要 (1)加入者数の推移 .....	14
(2)掛金の状況 .....	15

# 目次(2)

## Ⅲ 確定給付企業年金制度 ..... 16

- 1. 確定給付企業年金制度の概要(1)(2) ..... 17、18
- 2. 確定給付企業年金の承認・認可状況 ..... 19
- 3. 確定給付企業年金の実施状況 ..... 20
- 4. 厚生年金基金の代行返上 ..... 21
- 5. 適格退職年金 ..... 22

## Ⅳ 厚生年金基金制度 ..... 23

- 1. 厚生年金基金制度の概要(1)(2) ..... 24、25
  - (参考) 厚生年金基金の努力目標水準について ..... 26
- 2. 設立形態、基金数・加入員数・資産額の推移 ..... 27
- 3. 解散数の推移、厚年基金加入員の平均的な給付 ..... 28
- 4. 財政状況 ..... 29

## Ⅴ 企業年金研究会 ..... 30

- 企業年金研究会について ..... 31、32

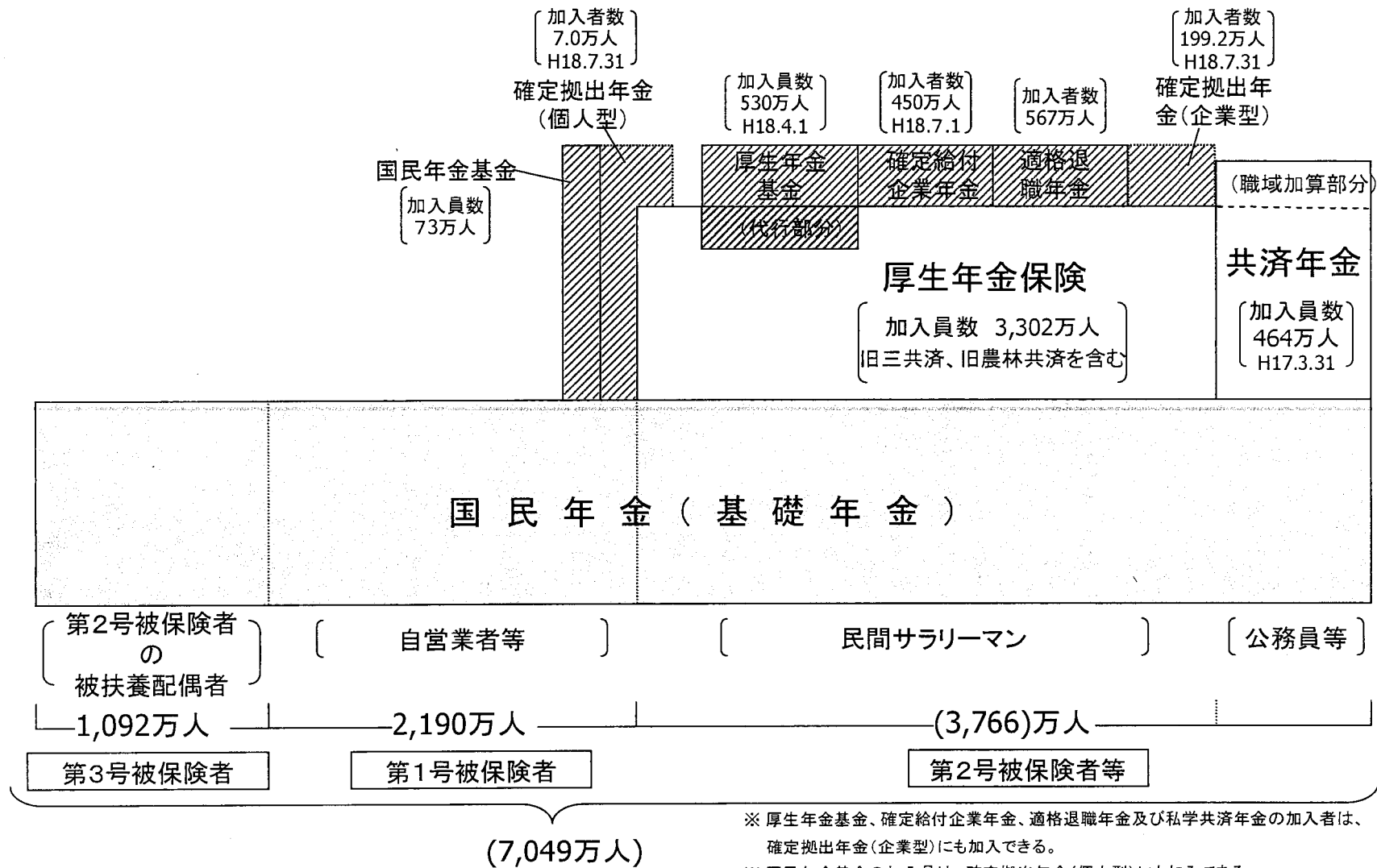
---

# I 共通事項

---

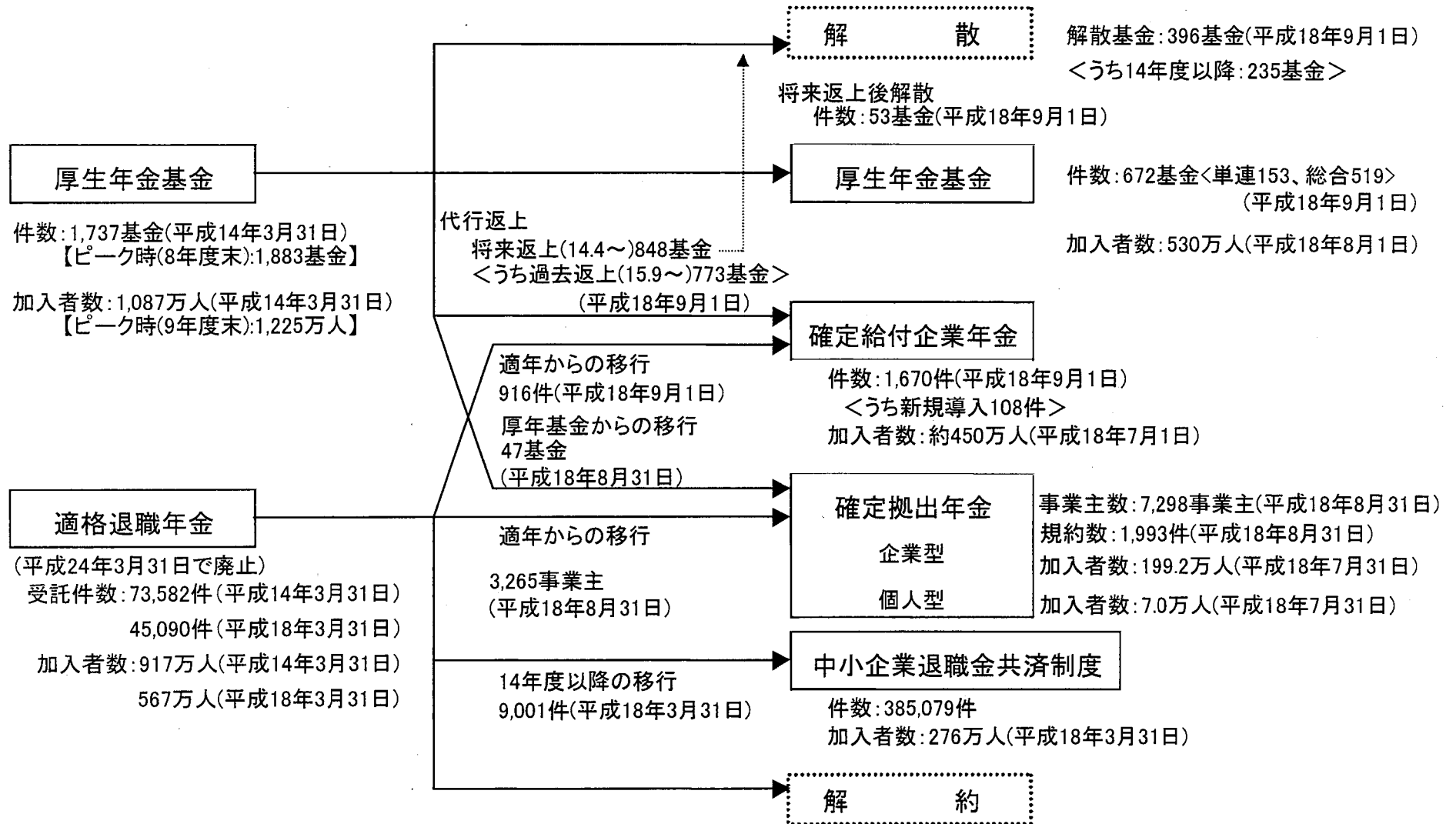
# 1.年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※( )内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

## 2. 企業年金等の状況



### 3.日本の年金・退職金制度の沿革(1)

	公的年金	企業年金・退職金
昭和		
16	労働者年金保険法制定	
19	厚生年金保険法に改称	
29	29年改正(全面改正) ・定額、報酬比例の2本建て ・男子60歳、女子55歳支給	20年代以降企業において 退職一時金制度が発達
34	国民年金法制定(無拠出制)	中小企業退職金共済法制定 特定退職金共済制度発足
36	国民年金制度施行(拠出制)	
37		<u>適格退職年金制度発足</u>
40	40年改正:1万円年金	
41		<u>厚生年金基金制度発足</u>
44	44年改正:2万円年金	
46		勤労者財産形成促進法制定
48	48年改正 ・物価スライド制、賃金再評価制度導入、5万円年金	
60	60年改正:基礎年金の導入	

63		・厚生年金基金の努力目標水準の制定 ・厚生年金基金連合会の加算年金通算事業、支払保証制度の実施
平成元	元年改正:完全自動物価スライド方式の導入	
3		国民年金基金制度発足
6	6年改正 ・可処分所得スライド制の導入 ・定額部分の支給開始年齢引上げ	・厚生年金基金の免除保険料率複数化
9		・厚生年金基金の非継続基準による財政検証、時価基準による資産評価の導入、5:3:3:2規制の完全撤廃
11		・厚生年金基金の免除保険料率及び最低責任準備金の凍結

### 3.日本の年金・退職金制度の沿革(2)

	公的年金	企業年金・退職金			
12	12年改正 ・給付水準の5%適正化 ・報酬比例部分の支給開始年齢引上げ				
13		<u>確定給付企業年金法制定</u> <u>確定拠出年金法制定</u> → 受給権の保護、労働移動に対するより柔軟な対応、制度選択の幅の拡大			厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化 ・財政検証に係る予定利率の見直し ・給付減額手続きの明確化等
14		代行返上(将来期間分)開始 厚生年金基金の運営の弾力化(キャッシュバランスプランの導入等)			・免除保険料率の凍結解除等 ・ <u>企業年金のポータビリティの確保</u> ・ <u>確定拠出年金拠出限度額引上げ、中途脱退の要件緩和</u>
15		厚生年金基金の運営の弾力化 ・積立水準の回復計画の期間延長等 代行返上(過去期間分)開始			
			16	16年改正 ・保険料水準固定方式の導入 ・マクロ経済スライドの導入 ・基礎年金国庫負担割合の引上げ ・積立金の活用	



---

## II 確定拠出年金制度

---

# 1.確定拠出年金制度の概要

---

○確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)

○加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティ)ができる。

○企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

## <特 徴>

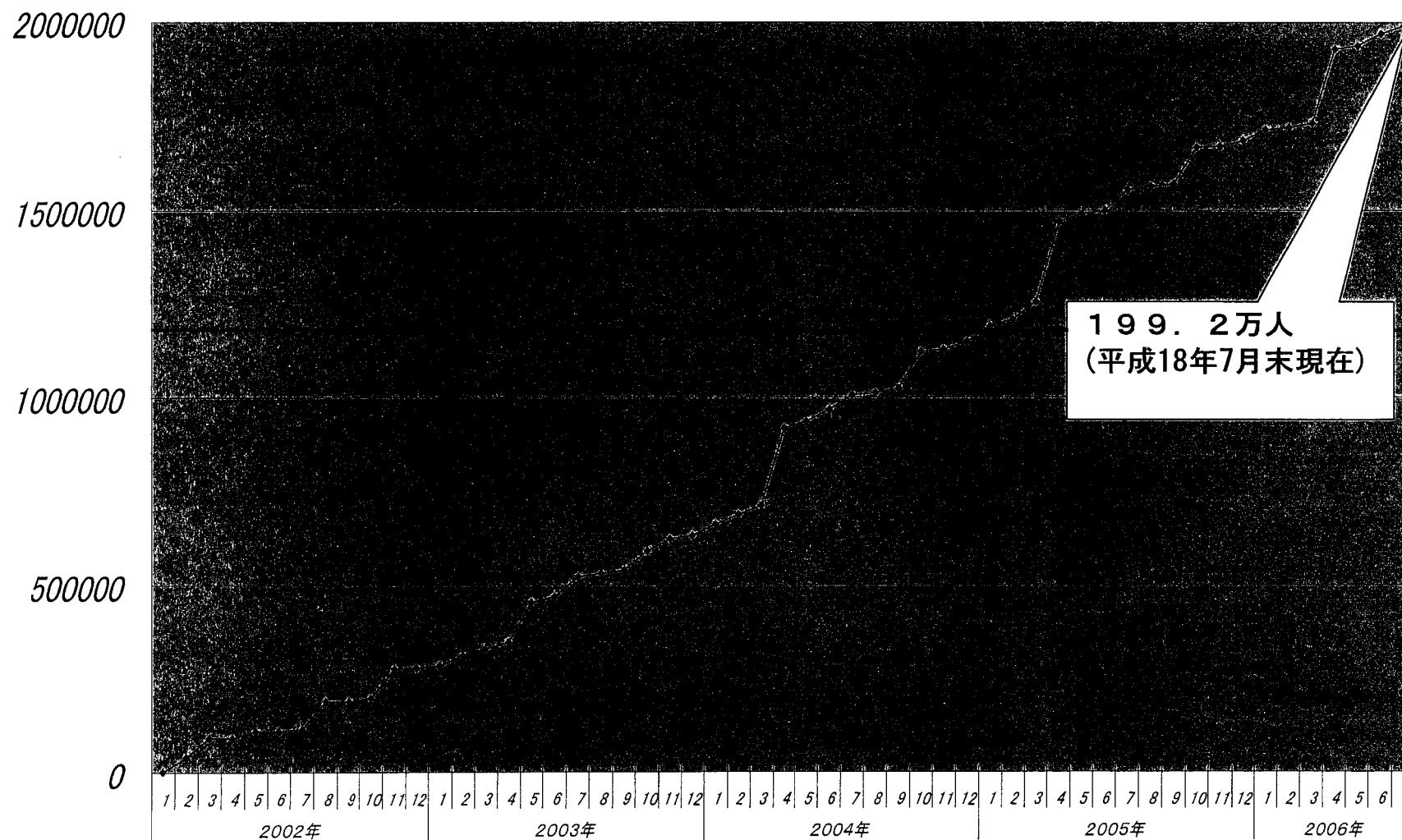
- 自己責任(運用方法を各加入者が決める)
- 個人毎に資産管理(年金資産が個人毎に管理されるので、各加入者が残高を把握できる。)
- ポータビリティ(労働移動が頻繁に行われる業種の人にも年金の確保が可能)
- 企業負担の軽減(経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易)

## <拠出限度額>

- 企業型(他の企業年金がない場合) : 4. 6万円  
(他の企業年金がある場合) : 2. 3万円
- 個人型1号(自営業者等) : 6. 8万円  
個人型2号(他の企業年金がないサラリーマン): 1. 8万円

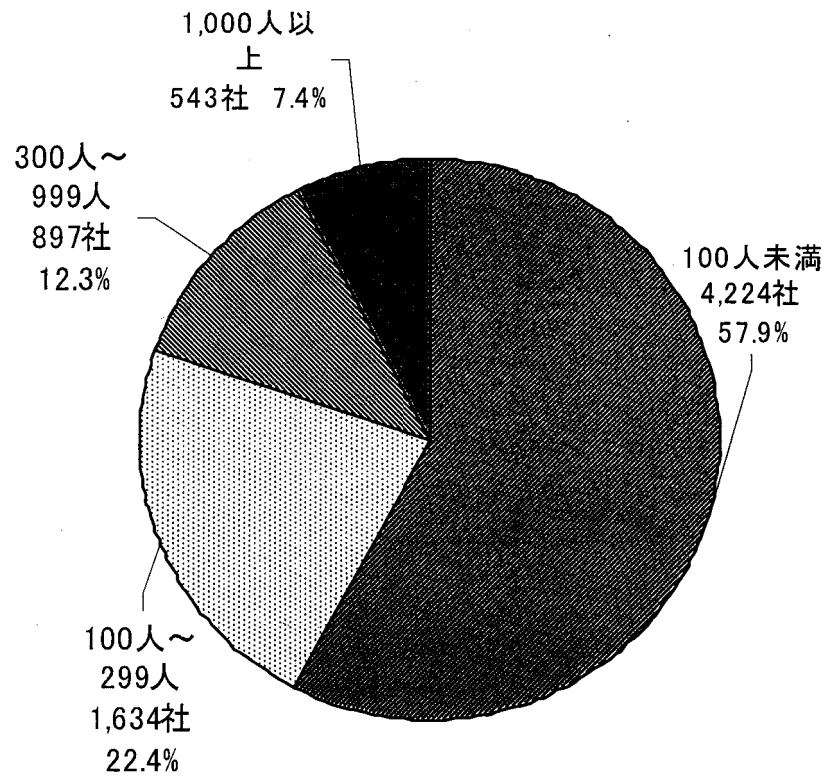
## 2. 企業型の概要 (1) 加入者数の推移

確定拠出年金企業型加入者数推移

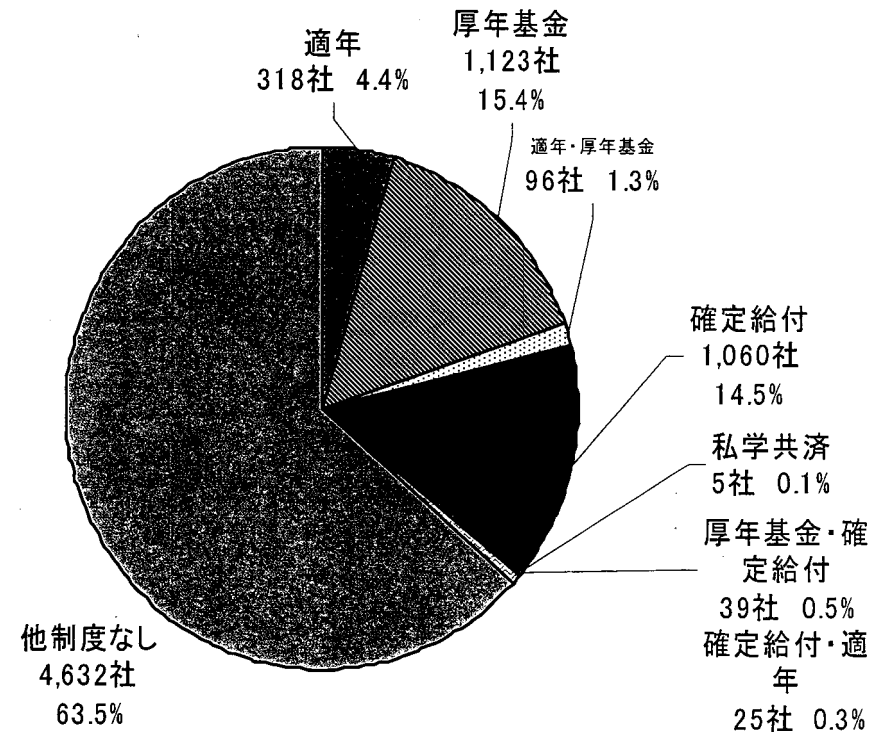


## 2. 企業型の概要 (2) 従業員規模、実施状況

① 企業型実施企業の従業員規模割合



② DC導入企業における他の企業年金の実施状況



実施事業所 7, 298事業所  
 (平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

## 2. 企業型の概要 (3) 掛金の状況

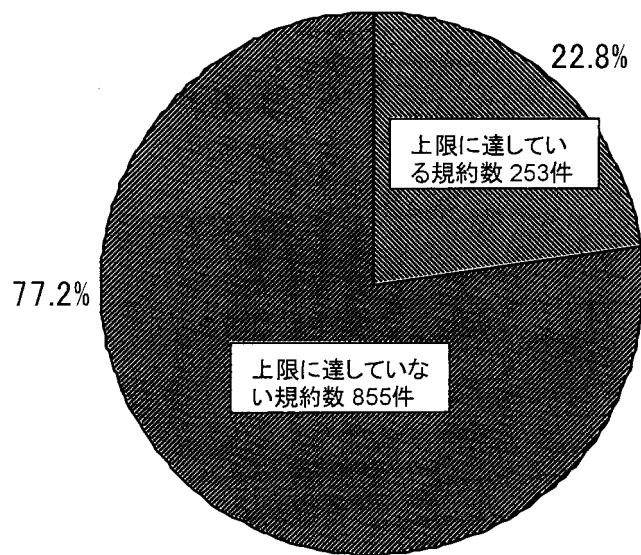
### (1) 掛金の状況

- ① 平均掛金額(円/月額) 11, 217円
- ② 個人別管理資産合計金額約2兆1, 195億円

(注) 平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

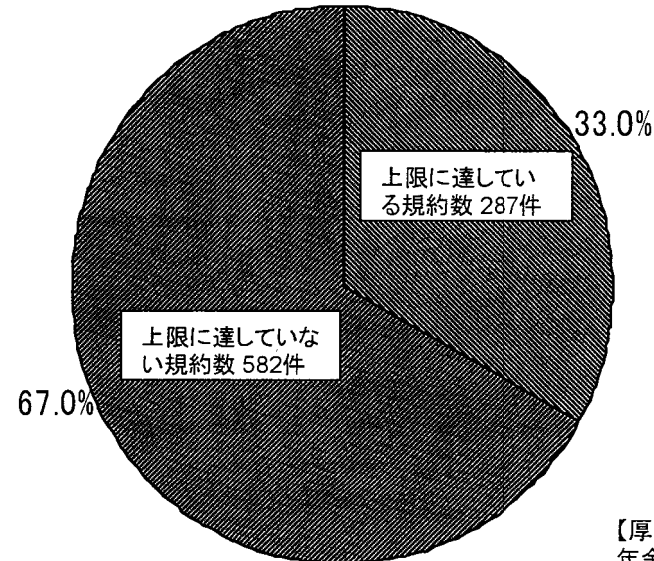
### (2) 企業型年金規約において掛金の上限が拠出限度額に達している割合 (平成18年7月末現在)

【他の企業年金がない場合】



他の企業年金がない規約数 1, 108件

【他の企業年金がある場合】



他の企業年金がある規約数 869件

【厚生労働省  
年金局調べ】

## 2. 企業型の概要 (4) 運用商品の状況

### 運用商品の状況

#### ① 運用商品(品目数)

	300人未満	300人以上	全体
平均	13	16	14
最多	42	45	45
最小	3	4	3

#### ② 運用商品の内訳(平均品目数)

商品類型	300人未満	300人以上	全体
預貯金	1.3	2.1	1.7
信託	0.3	0.5	0.4
有価証券	9.4	10.8	10.1
生保・損保	1.7	2.1	1.9

※ 信託: 金銭信託

※ 有価証券: 金銭信託以外の証券投資信託等

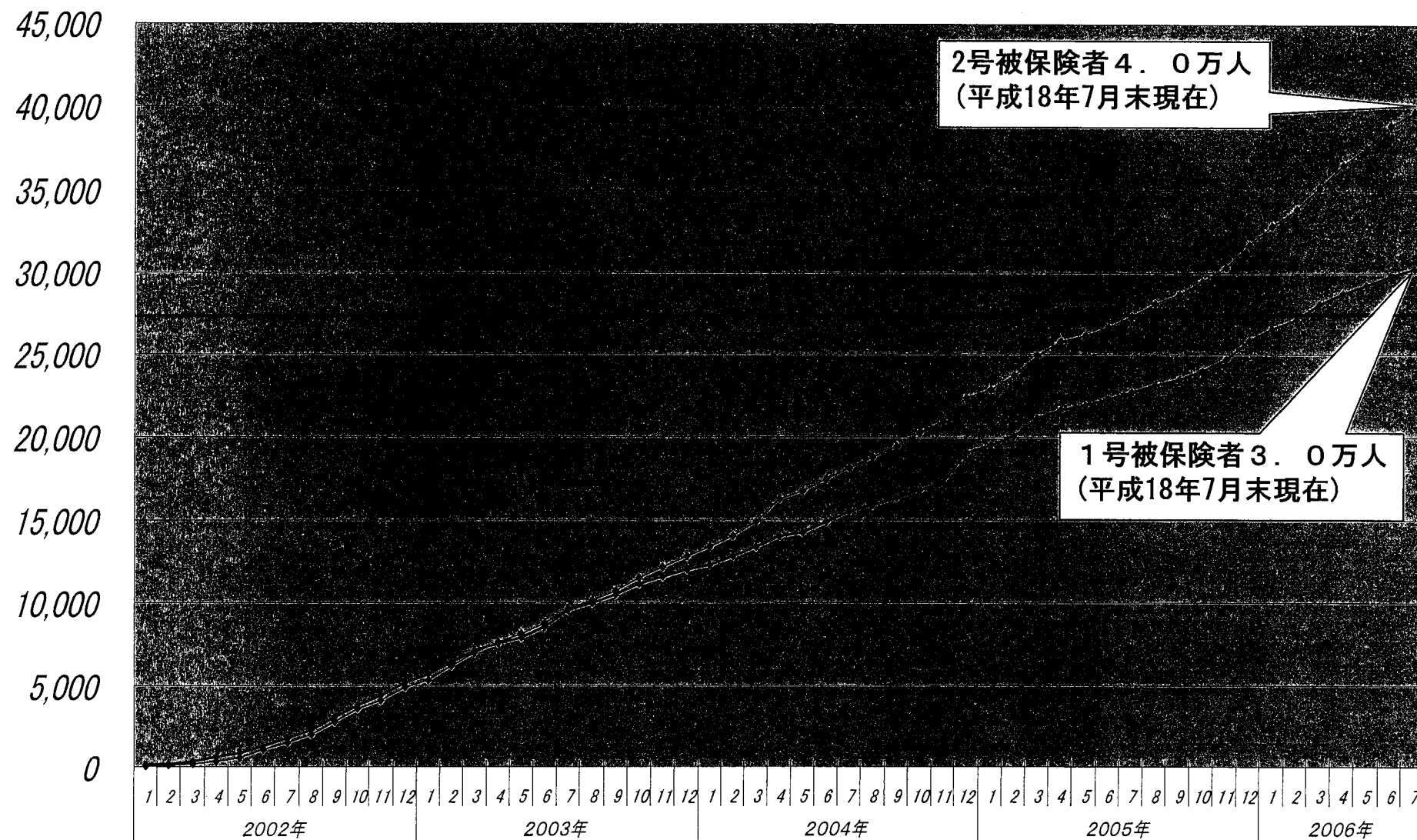
#### ③ 運用商品の残高割合(%)

商品類型	合計	企業型	個人型
預貯金	41.2	40.9	47.6
信託	1.3	1.3	0
有価証券	38.9	39.1	34.8
生保・損保	18.6	18.7	17.6
計	100	100	100

(注) 平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

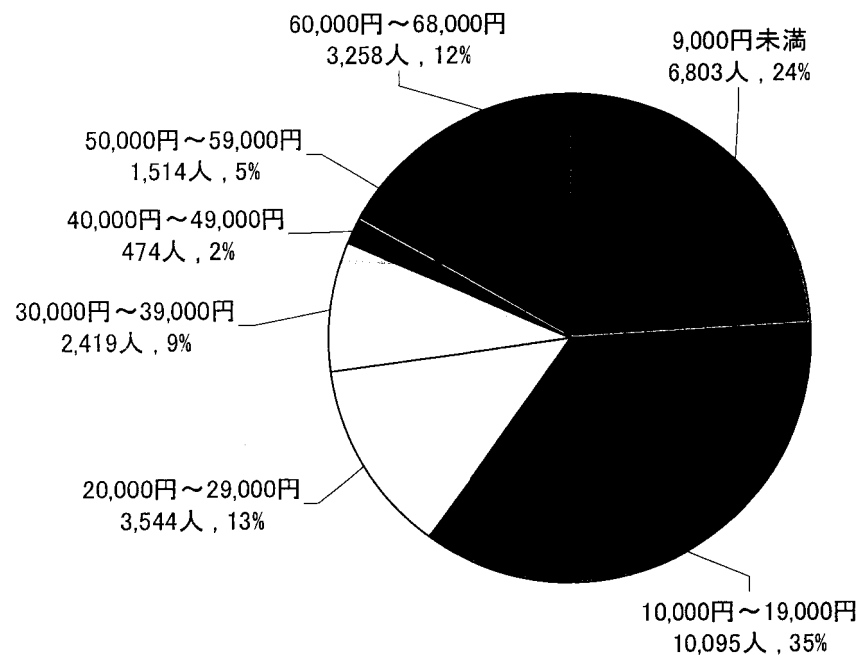
### 3.個人型の概要 (1)加入者数の推移

確定拠出年金個人型加入者数推移



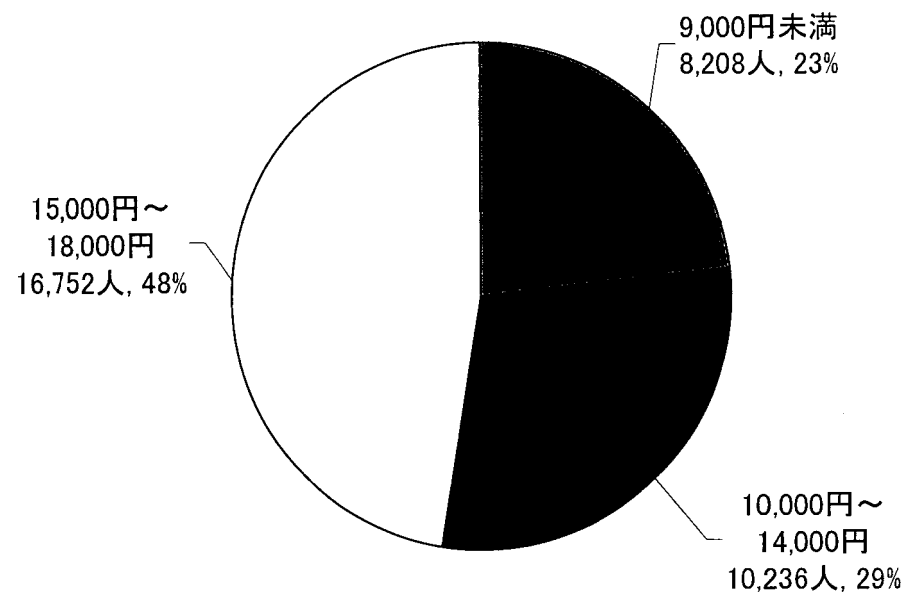
### 3.個人型の概要 (2)掛金の状況

①第1号被保険者



掛金平均額 21,637円

②第2号被保険者



掛金平均額 12,053円

(平成18年3月末現在 国民年金基金連合会調べ)